

東郷町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付については、東郷町補助金等交付規則（昭和56年東郷町規則第2号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものとする。

ア 東郷町内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は、2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 東郷町が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表第1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。

(5) 精密診断プログラム 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフトの精密診断法による木造住宅の診断プログラム（最新のバージョンのものに限る。）その他愛知県知事

が認めるプログラムをいう。

(6) 耐震補強設計 精密診断プログラムを用いて行う旧基準木造住宅の耐震性を向上させる補強計画となる設計

(7) 精密診断判定値 耐震補強設計後の上部構造評点のうち最小の値をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 旧基準木造住宅を所有する者であること。

(2) 町税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の対象工事)

第4条 補助の対象は、次の各号のいずれかに該当する耐震改修工事とする。

(1) 第2条第2号アに規定する木造住宅耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値（耐震補強設計を実施する場合は精密診断判定値）を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。ただし、耐震改修工事前の判定値に0.3を加算した判定値以上（耐震補強設計を実施する場合は精密診断判定値以上）とする工事に限る。

(2) 第2条第2号イに規定する木造住宅耐震診断の結果、得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値（耐震補強設計を実施する場合は精密診断判定値）を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事

2 前項各号の補強計画は、次の各号のいずれかの基準により算定したものとする。

(1) 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

(2) 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(3) 精密診断プログラムによる評点

(補助金の額)

第5条 1戸当たり（長屋建て又は共同住宅の場合は、1棟当たり）の補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨

てるものとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事に着手する前に、民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 固定資産家屋証明書（第2条第2号アに規定する無料耐震診断の報告書を添付するときは、省略することができる。）

(2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（木造住宅耐震診断に限る。）

(3) 次に掲げる書類による耐震補強工事計画書

ア 案内図及び平面図

イ 補強計画図その他補強方法を示す書類

ウ 耐震補強後の建築物についての耐震診断の総合評価（建築士の記名があるものに限る。）

(4) 耐震補強工事費見積書（耐震補強工事とその他のものが区分されたもので、施工業者又は建築士の記名があるものに限る。）

(5) 町税の納税証明書（未納額がないことを証するもの）又は町税納付状況の確認同意書

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書（様式第3）に変更内容が分かる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 改修工事施工箇所及び施工方法の変更（軽微なものは除く。）

(2) 補助金額の変更

(3) 交付決定者の変更

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書（様式第4）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに遅滞等の内容を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、交付決定者に必要な指示をするものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第9条 交付決定者は、耐震改修工事を中止し、又は廃止しようとするときは、民間木造住宅耐震改修費補助金事業中止（廃止）届（様式第5）を提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第10条 交付決定者は、対象工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事請求書又は領収書の写し（施工業者が発行したものに限る。）

(3) 工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）

(4) 改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施行されたことを証する書面（建築士の記名があるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅耐震改修費補助金確定通知書（様式第7）により交付決定者に通知するものとする。

る。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して 10 日以内に民間木造住宅耐震改修費補助金支払請求書（様式第 8）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第 10 条に定める期日までに民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第 14 条 交付決定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年５月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密診断（東郷町民間木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱（令和 7 年東郷町要綱第 3 4 号）による補助金の交付決定を受けている場合を除く。）	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		- 改修設計（東郷町民間木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱による補助金の交付決定を受けている場合を除く。） - 工事監理	
総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	地盤改良工事		- 屋根工事 - 木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） - 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）

			・撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（P）の評価を向上させることを目的とした工事	・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む。）		・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（D）の評価を向上させることを目的とした工事			・木造躯体工事（劣化部材の取替え） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして町長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして町長が認める工事

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費	第 4 条に規定する耐震改修工事に要する経費
耐震改修工事に対する補助額	耐震補強工事費（附帯工事費を含む。）及び改修設計費を合算した額とし、1 1 5 万円又は耐震補強工事費の 5 分の 4 のいずれか少ない額を限度とする。
補助金の交付金額	上欄の額